

鹿児島工業高等専門学校創造デザイン工学科類及びコースに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第8条に規定する類及びコースについて必要な事項を定める。

(類定員)

第2条 学則第8条に規定する類の定員については、次のとおりとする。

学 科	類	コース	定員
創造デザイン工学科	Ⅰ類	コンピュータサイエンスコース	80名
		データサイエンスコース	
	Ⅱ類	知能ロボティクスコース	80名
		先進エレクトロニクスコース	
	Ⅲ類	都市環境デザインコース	40名

(コース配属)

第3条 コース配属は、学則第17条に定める編入学及び第18条に定める転入学により入学する学生（以下「編入学生等」という。）を除き、第2学年の始期に行うものとする。

2 編入学生等のうち、外国人留学生及び第2学年以上に入学する学生のコース配属は、入学時に行うものとする。

3 コース配属は、類で検討の上、教務委員会の審議を経て、校長が決定する。

ただし、外国人留学生及び第2学年以上に入学する学生のコース配属については、教務委員会を入学試験委員会に読み替えるものとする。

4 第2学年時のコース配属は、各類におけるコースから配属するものとし、第1学年における学年末の成績における GPA 成績上位者から順に学生の希望を勘案して配属する。

5 前項に記載する成績のうち、GPA が同一の場合は以下の各号の順でより上位の者を成績上位者とする。

- (1) 当該年度に受講したすべての科目の平均点
- (2) 「秀」の科目取得数
- (3) 「優」の科目取得数
- (4) 「良」の科目取得数
- (5) 「可」の科目取得数

(転コース)

第4条 転コースは、原則として認めない。

附 則

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。
2. 令和7年度以前に入学した者が、休学等の事由により原学年にとどめられた場合、第3条各項の規定に関わらず以下のコースに配属することができる。
 - (1)機械工学科 知能ロボティクスコース
 - (2)電気電子工学科 先進エレクトロニクスコース
 - (3)電子制御工学科 知能ロボティクスコース又は先進エレクトロニクスコース
 - (4)情報工学科 コンピュータサイエンスコース
 - (5)都市環境デザイン工学科 都市環境デザインコース